

連帯保証人変更手続きについて

ご提出いただく書類 下記の書類を揃え、公社へご郵送ください。

1) 同封した書類

連帯保証人変更願 必要事項を記入・押印してください

承諾書..... 必要事項を記入・押印してください。

2) その他必要書類

賃貸借契約書 紛失された場合は紛失届を添付してください。

新連帯保証人の源泉徴収票や課税証明書など、年間総所得金額が記載されているもの(1通)

但し連帯保証人の月収が申込本人の月収基準に満たない場合は、申込本人の市区町村発行の課税証明書(1通)

印鑑証明書 ご本人分(1通)新連帯保証人分(1通)

連帯保証人の資格 次の1～6のすべてを満たすことが必要です。

- 1.日本国籍を有する方、または外国籍の方で日本に永住許可を受けている方
- 2.親族の場合は、日本国内に在住する方
親族以外の場合は、原則として神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県に在住の方
- 3.独立の生計を営み、下記の月収基準を満たす方
但し連帯保証人の方の月収が申込本人の月収基準に満たない場合は、申込本人が申込本人の月収基準を満たす必要があります。
なお、連帯保証人が55歳以上の場合、貯蓄制度の利用が可能です。
連帯保証人の月収基準
申込本人の月収基準の3/4以上
但し2親等以内の親族の場合は、申込本人の月収基準の1/2以上
連帯保証人の貯蓄基準
連帯保証人の貯蓄額が家賃の100倍以上あること
但し連帯保証人の月収が申込本人の月収基準の1/2以上ある場合は、貯蓄額が家賃の50倍以上あること
(家賃5万円以下の月収基準特例なし)
月収基準
家賃39,500円以下の住宅の場合 月収158,000円(年収1,896,000円・税込)以上
家賃39,500円超90,000円未満の住宅の場合 家賃の4倍以上の月収(48倍以上の年収・税込)以上
家賃90,000円以上の住宅の場合 月収360,000円(年収4,320,000円・税込)以上
- 4.当公社の管理する賃貸住宅に入居していない方 同居予定者は連帯保証人にはなれません
- 5.当公社賃貸住宅入居者の連帯保証人になっていない方
- 6.入居者と婚姻関係のない方

* 連帯保証人の変更が承認されましたら、改めて賃貸借契約書を作成いたします。

詳細は、後日「連帯保証人変更による再契約のご案内」をお送りしますので、手続きをお願いします。

【送付先および問い合わせ先】

〒231-8510 横浜市中区日本大通33番地

神奈川県住宅供給公社 賃貸事業部 運営管理課

担当：上田・野久尾(のくお)

045-651-1864